

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年8月11日～8月16日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	42	655	697
韓国	19	237	256
ネパール	5	201	206
ベトナム	22	172	194
台湾	10	164	174
米国	58	102	160
フィリピン	14	78	92
タイ	34	55	89
ブラジル	2	86	88
パキスタン	0	82	82
その他	143	471	614
合計	349	2,303	2,652

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

入管法別表第1		新規入国	再入国	合計
	高度専門職	1	9	10
	経営・管理	0	87	87
	技術・人文知識・国際業務	6	250	256
	企業内転勤	1	27	28
	介護	0	1	1
	特定技能	0	1	1
	技能実習	0	4	4
	短期滞在	87	0	87
	留学	2	446	448
	研修	0	0	0
	家族滞在	18	281	299
	その他	91	266	357
	小計	206	1,372	1,578
入管法別表第2		新規入国	再入国	合計
	永住者	0	550	550
	日本人の配偶者等	122	169	291
	永住者の配偶者等	11	56	67
	定住者	10	156	166
	小計	143	931	1,074
合計		349	2,303	2,652

注意

1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の1に基づく入国及び、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
タイ	8	2	10
ベトナム	7	3	10
合計	15	5	20

イ 在留資格別

入管法別表第1		新規入国	再入国	合計
	高度専門職	0	0	0
	経営・管理	0	0	0
	技術・人文知識・国際業務	7	3	10
	企業内転勤	1	2	3
	介護	0	0	0
	特定技能	0	0	0
	技能実習	0	0	0
	短期滞在	7	0	7
	研修	0	0	0
	特定活動	0	0	0
合計		15	5	20

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国

(3) 乗員上陸許可者数

米国	1,376
フィリピン	912
インド	293
インドネシア	113
オランダ	113
カナダ	110
中国	101
フランス	97
ウクライナ	95
ドイツ	69
その他	646
合計	3,925

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	25	25